

## 「短期社債の取引状況」の集計対象となる取引の範囲

### 集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った短期社債の売買取引等の状況。

### 集計対象となる金融商品

社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債及びそれぞれ個別の法律にて規定される短期社債に類するもの。

### 集計基準

「発行時における取扱額」は、払込日ベースにより、「流通時における取扱額」は約定日ベースにより集計。

外貨建のものについては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第 35 条第 2 号に基づくレート（いわゆる「報告省令レート」）により換算。